

# VI 使用料等

## 1. 汚水排水量及び使用料調定額

(単位：m<sup>3</sup>、円 (消費税抜き))

項目 年度	汚水排水量	調定額	
平成30年度	33,076,902	5,166,080,472	
令和元年度	33,048,774	5,139,212,746	
令和2年度	33,342,293	5,084,185,634	
令和3年度	33,538,473	5,121,283,874	
令和4年度	33,647,987	5,158,259,181	
(月別内訳)	4月	2,918,885	440,727,795
	5月	2,588,227	401,695,735
	6月	3,010,570	453,487,525
	7月	2,642,648	419,135,626
	8月	3,014,196	451,332,056
	9月	2,605,439	407,863,020
	10月	2,953,575	443,727,423
	11月	2,644,388	416,749,727
	12月	2,979,087	447,752,770
	1月	2,649,192	411,416,839
	2月	3,089,733	463,708,784
	3月	2,552,047	400,661,881

※汚水排水量は使用料算定上の使用水量のこと

## 2. 使用料段階別汚水排水量（令和4年度）

用途	水量区分	使用料の従量単価 (1月につき、円/㎡)	汚水排水量 (㎡)	構成比 (%)	
一般汚水	基本水量（10㎡まで）	1,008 (基本料金)	15,925,009	47.3	
	超過水量	第1段（10㎡超～30㎡）	153	9,383,056	27.9
		第2段（30㎡超～50㎡）	177	908,018	2.7
		第3段（50㎡超～100㎡）	199	858,448	2.6
		第4段（100㎡超～500㎡）	221	2,240,373	6.7
		第5段（500㎡超～1000㎡）	246	865,269	2.6
		第6段（1000㎡超）	270	2,947,174	8.8
	更正・随時	-	5,497	0.0	
計			33,132,844	98.5	
公衆浴場汚水及び温泉水汚水		18	515,143	1.5	
合 計			33,647,987	100.0	

【更正】漏水等により、検針時の水量から増量及び減量を行った水量

【随時】使用中止等により、2カ月に1度の定例検針とは別の日に検針を行った際の水量

### 3. 用途別標準分類における汚水排水量及び使用料調定額

(単位：m<sup>3</sup>、円 (消費税抜き))

分 類		年 度	令和3年度	令和4年度	(%)
生活用水	一般家庭用	水量	24,927,616	25,065,227	74.5
		調定額	3,342,671,800	3,371,257,501	65.3
業務・営業用水	官公署用	水量	1,011,280	984,530	2.9
		調定額	242,274,384	235,131,015	4.6
	学校用	水量	602,949	621,273	1.8
		調定額	130,695,937	135,331,928	2.6
	病院用	水量	1,303,265	1,273,888	3.8
		調定額	303,057,135	295,737,520	5.7
	事務所用	水量	597,973	594,976	1.8
		調定額	110,168,324	111,015,161	2.2
	営業用	水量	3,990,515	4,063,176	12.1
		調定額	703,422,440	736,760,788	14.3
	計	水量	7,505,982	7,537,843	22.4
		調定額	1,489,618,220	1,513,976,412	29.4
工場用水	工場用	水量	1,104,875	1,044,917	3.1
		調定額	288,993,854	273,025,268	5.3
その他	その他	水量	0	0	0.0
		調定額	0	0	0.0
合 計		水量	33,538,473	33,647,987	100.0
		調定額	5,121,283,874	5,158,259,181	100.0

使用料等

【厚生労働省 用途別標準分類表】

大分類	中分類	小分類	摘 要
生活用水	一般家庭用	家事用	家事専用（一般住宅、共同住宅、共用栓）のもの
		家事用兼営業用	家事専用のほか一般商店等営業用を兼ねるもの（店舗付き住宅等）
業務・営業用水	官公署用	官公署用	学校、病院、工場を除く国、地方公共団体等の機関
		公衆用	公衆便所、公衆水飲み栓、噴水等
		その他	官公署以外の非営利的施設で他の用途分類に属さないもの
	学校用	学校用	学校、幼稚園、各種専門学校等
	病院用	病院用	病院、産院、診療所等
	事務所用	事務所用	会社、その他法人、団体、個人の事務に使用されるもの
	営業用	営業用	ホテル、旅館、百貨店、スーパー、一般営業用で住居を別にするもの、飲食店、結婚式場、サウナ、バス・タクシー会社の洗車用等、劇場、娯楽場等
		公衆浴場	
工場用水	工場用	工場用	
その他	その他	その他	船舶給水、他水道への分水等 水道事業用水、水道メーター不感水量等

#### 4. 受益者負担金の調定状況

年度	当初調定		一括調定		随時調定		計	
	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）
平成30年度	2,127	59,530,270	296	33,269,200	15	4,382,341	2,438	97,181,811
令和元年度	1,833	50,413,733	433	43,580,660	14	2,232,727	2,280	96,227,120
令和2年度	1,545	45,618,546	330	34,361,400	20	4,489,859	1,895	84,469,805
令和3年度	1,302	41,762,502	366	35,351,170	30	5,165,002	1,698	82,278,674
令和4年度	1,277	41,247,644	348	39,270,720	25	3,825,162	1,650	84,343,526

※受益者負担金は、5年20期（1年4期）で請求。一括納付も可。

【当初調定】 賦課決定（5年20期）に基づいて、当年度中に請求を行うもの（4期分を1件として計算）

【一括調定】 翌年度以降請求するものに対して、当年度中に収納があったもの

【随時調定】 公共ますの設置を自費で行った際にかかる受益者負担金（全額一括納付分）